

受付印

令和 年 月 日

埼玉県 県税事務所長

所在地
(本県が支店等
の場合は本店
所在地と併記)

事業種目

前期末現在の資本金の額
又は出資金の額

前期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

前期末現在の
資本金等の額

法人番号

申告年月日

代表者氏名

経理責任者氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度の分の 道府県民税 特別法人事業税 の予定申告書

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額(42の金額)				前事業年度の法人税割額			
所得割額(43×前事業年度の月数)				予定申告税額(1×前事業年度の月数)			
付加価値割額(44×前事業年度の月数)				この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額			
資本割額(45×前事業年度の月数)				この申告により納付すべき法人税割額			
収入割額(46×前事業年度の月数)				均等割額			
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額(52)				この申告により納付すべき道府県民税額(4+6)			
特別法人事業税額(24×前事業年度の月数)				前事業年度の法人税割額の明細			
予定申告税額(20+21+22+23+25)				(特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額			
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額				法人税割額			
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額(26-27)				道府県民税の特定寄附金税額控除額			
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				税額控除超過額相当額の加算額			
摘要		課税標準	税率(100)	税額		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	
所得割	所得金額総額(29)					外国の法人税等の額の控除額	
所得割	所得金額(30)					仮装経理に基づく法人税割額の控除額	
付加価値割	付加価値額総額(31)					租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	
付加価値割	付加価値額(32)					納付すべき法人税割額(9-10+11-12-13-14-15)	
資本割	資本金等の額総額(33)					16のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	
資本割	資本金等の額(34)					差引法人税割額(16-11-17)	
収入割	収入金額総額(35)					法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	
収入割	収入金額(36)					この申告の期間	
合計事業税額(30+32+34+36)				前事業年度の期間			
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額				通算親法人の事業年度の期間			
事業税の特定寄附金税額控除額				関与税理士署名(電話)			
仮装経理に基づく事業税額の控除額							
租税条約の実施に係る事業税額の控除額							
納付すべき事業税額(37-38-39-40-41)							
42の内訳		43	44				
所得割		45	46				
資本割							
収入割							
摘要		課税標準	税率(100)	税額			
所得割に係る特別法人事業税額(47)							
収入割に係る特別法人事業税額(48)							
合計特別法人事業税額(47+48)							
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額							
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額							
納付すべき特別法人事業税額(49-50-51)							
備考							

第六号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙十八]